

# 奈義町上水道及び下水道料金

令和元年10月1日改定

- 奈義町の取扱金融機関 勝英農業協同組合 奈義支店  
中国銀行 各支店  
津山信用金庫 各支店  
郵便局 となります。

- お支払方法 ① 納入通知書にて取扱金融機関で支払う  
② 口座振替にて支払う の、どちらかとなります。

①の場合／手続きされた使用者様宛に、奇数月の15日過ぎに「納入通知書」を郵送いたしますので  
取扱金融機関で納付期日までにお納めください。  
なお、上水道料金と下水道料金は納付期日が異なりますのでご注意ください。

②の場合／口座振替は、奇数月の25日 → 上水道料金の2ヶ月分  
偶数月の25日 → 下水道料金の2ヶ月分をそれぞれ振替えます。  
(金融機関休業日の場合は、翌営業日になります。)  
口座振替の場合は、奇数月の15日過ぎに「口座振替通知書並びに領収済通知書」のハガキを  
郵送いたしますので、金額等の確認をお願いします。

上下水道 使用月	1月・2月	3月・4月	5月・6月	7月・8月	9月・10月	11月・12月
(上水道) 口座振替日	3月25日	5月25日	7月25日	9月25日	11月25日	1月25日
(下水道) 口座振替日	4月25日	6月25日	8月25日	10月25日	12月25日	2月25日

※ 当月で振替できなかった場合は、後日その口座に入金されても振替はできません  
後日納入通知書を郵送しますので、そちらでお支払い願います。

奈義町役場 地域整備課

TEL (0868) 36-4115

FAX (0868) 36-6780

# 奈義町上水道料金

令和元年10月1日改定

※ 各ご家庭の水道メーターを1ヶ月ごとに検針し、その使用量により計算します。 (税込)

基本料金		超過料金 (／m <sup>3</sup> )			
～10 (m <sup>3</sup> )		11～25	26～50	51～100	101～
2,200円		209円	230円	240円	251円
メーター貸与料	13mm	100円			
	20mm	150円			
	25mm	210円			
	30mm	260円			
	40mm	360円			
	50mm	720円			
	75mm	1,550円			
① 取扱金融機関 ○勝英農業協同組合奈義支店 ○中国銀行 ○津山信用金庫 ○郵便局					

振替は奇数月の25日に2ヶ月分を振り替えます。

(金融機関休業日の場合は、翌営業日になります。)

また、25日に振替できなかった場合は、後日納入通知書を送付しますので、①の各窓口でお支払ください。(当月で振替できなかった上水道料金については、その後口座に入金されましても振替はできませんので、現金にてお支払願います。)

支払月	3月	5月	7月	9月	11月	1月
使用月	1月・2月	3月・4月	5月・6月	7月・8月	9月・10月	11月・12月

※次のような場合は、届出が必要です。

- 宅内配管の改修、廃止等の工事
- 使用者の転出、転入
- 使用者又は、所有者の名義変更
- 給水の一時休止、又は再開

※漏水による料金減免について

- 宅内の水道管漏水事故につきましては、年に1回に限り料金の減免があります。詳しい内容につきましては、役場地域整備課又は奈義町指定給水工事業者へお問い合わせください。

奈義町役場 地域整備課

TEL (0868) 36-4115  
FAX (0868) 36-6780

# 奈義町上水道加入者分担金

令和元年10月1日改定

奈義町の上水道に、新規に給水装置工事をして加入する場合、次のとおり  
分担金が必要となります。

引込線口径	加入者分担金の額
13mm	107,900円
20mm	215,800円
25mm	323,700円
30mm	539,500円
40mm	863,200円
50mm	1,510,600円
75mm	3,237,100円
100mm	5,934,700円

(税込)

# 下水道の使用料

## 下水道を使うには

下水管、処理場などの各下水道施設は、快適な暮らしを支えるため昼夜休みなく働き続けます。施設の処理機能を十分に発揮させるため、常に点検管理が必要です。この維持管理の経費は、下水道利用者の方々に汚水の量に応じて下水道使用料として負担していただきます。

### 使用水量の決め方

区分 \ 使用状況	上水道のみ	上水道・自家水(井戸水等)併用	自家水(井戸水等)のみ
一般家庭	上水道使用水量 (10㎡までは基本水量)	上水道使用水量＋ 1世帯当たり6㎡/月	1人当たり6㎡/月
事業所等	上水道使用水量 (10㎡までは基本水量)	上水道使用水量＋ 井戸水等使用水量(メーター設置)	井戸水等使用水量 (メーター設置)

※メーターは町が設置します。

### 料金算定方法

料金区分	汚水量	使用料
基本料金	10㎡まで	1,500円
超過料金	1㎡につき	150円



### 下水道使用料計算例(一般家庭の場合)

#### 1. 上水道のみ30㎡使用した場合

10㎡まで(基本料金)	1,500円
11㎡から30㎡まで	$20\text{㎡} \times 150\text{円} = 3,000\text{円}$
	<u>4,500円</u>

#### 2. 上水道・井戸水等併用で上水道を25㎡使用した場合の使用水量は25㎡＋6㎡で31㎡になるので

10㎡まで(基本料金)	1,500円
11㎡から31㎡まで	$21\text{㎡} \times 150\text{円} = 3,150\text{円}$
	<u>4,650円</u>

#### 3. 井戸水等のみ使用した場合(4人家族)の使用水量は6㎡×4人で24㎡になるので

10㎡まで(基本料金)	1,500円
11㎡から24㎡まで	$14\text{㎡} \times 150\text{円} = 2,100\text{円}$
	<u>3,600円</u>

上記の使用料に 1.1 を乗じた金額が1箇月の使用料となります。

将来「消費税法」が改正された場合、改正後の税率により計算される事になります。